

脇田滋 灼熱のトワバトル くびくび

5年ぐくびは許されるか？

京大非常勤職員・一律5年でくび（5年条項）に反対して2月からストライキを続けてきたけれど、まだまだわからないことだらけ。

脇田滋先生にくびくびカフェの2人が5年条項、非正規雇用、労働法について様々な疑問をききまくる！



非正規向きの疑問をききまくる！

こんな疑問

- ✓ 5年条項は違法？
- ✓ 期待権とは何？
- ✓ 契約とは何？
- ✓ くびくびは裁判（地位確認訴訟）に勝てる？
- ✓ 同一価値労働同一賃金（パイクイティ）とは何？
- ✓ なぜ日本の非正規はこんなにいられているのか？
- ✓ 正規職とは利益相反？
- ✓ 派遣と非常勤どう連帯する？



脇田滋さん

龍谷大学法学部教授（労働法、社会保障法）。1948年大阪市生まれ。京大法。著書に『労働法を考える』『労働法の規制緩和と公正雇用保障』『派遣・契約社員働き方のルール』など多数。インターネットで「派遣労働者の悩み110番」ととりくむ。また、有期（期限付き）雇用問題のページを開設。

この21世紀のできるだけ早い時期に、労働法と社会保障法のルネッサンスが実現できればと思っています。

一度、脇田先生にお会いして、そのお話に刺激をうけ、目を開かされたくびくびの二人。（詳しくは裏面）その感動をみなさまと分かち合いたいと思いい企画しました。どなた様も是非お越しください。

みな流会もします！



場所：京大文学部新館3講
入場料・資料代：カンパ

主催：京都大学時間雇用職員組合ユニオンエクスタシー

7月27日(月) 夕方6時～

2009年 07月 10日

脇田先生に会いました！

編集 | 削除



5年問題に反対して、
京大時計台前で座り込みをしています

はじめに

今日は、龍谷大学法学部教授で、労働法がご専門の脇田滋先生に会いにいきました。脇田先生は、派遣や有期雇用など、日本の非正規雇用問題の第一人者です。

待ち合わせは四条河原町の喫茶フランソア。約束の10分前に着くと、脇田先生はすでにいらして、熱心に韓国語の勉強をなさっていました。聞くと、フランソアは学生時代からよく利用しているとのこと。



話はついつい2時間半にも及び、5年条項について、パート労働について、正規と非正規の賃金格差について、など多岐にわたりました。また先生は、イタリアのボローニャに1年間、研究で滞在なさったことがあり、イタリア文学専攻だった私たちと、たちまち意気投合しました。

女性のパート労働（＝扶養制度）を前提とした日本の雇用システムは、世界に類のない差別である。これは、私たちがストライキ当初から言ってきたことと同じ主張で、とても心強く思いました。以下、矢継ぎ早に放たれた先生の名言を、走り書き風にメモしておきます。

- 「日本のパート雇用は世界最悪の差別」
- 「主婦も学生アルバイトも、扶養されるのを前提に、低賃金にされている」
- 「その低い時給が一人歩きしてしまった」
- 「日本の最低賃金は世界最低レベル、男性正社員の賃金は最高レベル」
- 「賃金格差こそが今の日本社会の問題の核心」
- 「これはもう人権問題だ」
- 「有期雇用は『解雇付き雇用』と言い直すべき」
- 「韓国で『解雇は殺人』というプラカードを見た」
- 「労働契約法16条で、合理的理由のない解雇は無効とされている」
- 「理由のない有期雇用自体が脱法」
- 「ヨーロッパでは同一価値労働同一賃金が当たり前」
- 「不安定な短期雇用ならば、そのぶん正職員より賃金が高くても当然」
- 「（エクスタシーは時給の倍増を訴えているが）5倍でもいいんじゃないか」
- 「非常勤講師も、もともと本給を持っている教授がアルバイトとして他大学で教えることが前提となっているので、低賃金に抑えられている」
- 「企業別組合ではなく、産業別組合にするべき」
- 「韓国では活動家を10万人養成して各職場に送り込もうとしている」
- 「スルメのように法を使うことが大事」
- 「（5年条項を違法とするのは）裁判長に勇気があるかどうかで決まる」
- 「徹底した合法主義を貫けば非合法主義に近づく」
- 「生存権のためだったら多少のことは許される」
- 「京大こそが不法だ」

【お知らせ】7月27日（月）午後6時から、脇田先生を京大にお呼びして、くびくびの二人が、5年条項、非正規雇用、労働法について、ありとあらゆる疑問をぶつけます。教室などはまだ未定ですが、決まりしだい告知しますので、皆さんぜひお越しください！